

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成12年3月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万4,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万3,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万3,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,100円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者で</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万9,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万5,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万300円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 8万4,500円

ア・イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 9万6,600円

ア・イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 11万400円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 12万4,200円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 13万8,000円

ア・イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 15万1,800円

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 16万5,600円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 17万9,400円

ア・イ 略

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 19万3,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万700円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万700円」とあるのは、「2万

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 8万100円

ア・イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 9万1,500円

ア・イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 10万4,600円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 11万7,700円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 13万800円

ア・イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 14万3,800円

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 15万6,900円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 17万円

ア・イ 略

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 18万3,100円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万9,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,600円」とあるのは、「2万4,500円」

5, 800円と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万700円」とあるのは、「4万8,300円」と読み替えるものとする。

附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,600円」とあるのは、「4万5,700円」と読み替えるものとする。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第 9 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。